

第14部 野生鳥獣資源利用実態

解 説

この部には、「野生鳥獣資源利用実態調査」の結果から、野生鳥獣の解体頭・羽数及びジビエ利用量に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

野生鳥獣資源利用実態調査は、野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模の算出等に必要データを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的とし、平成29年度に調査を開始した。

(2) 調査の時期

調査対象期間は毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）の1年間（ただし、食肉処理施設の概要に係る項目については、一部を除き翌年3月31日時点）とし、翌年度の5月中旬から6月中旬までの間に調査を実施している。

(3) 調査方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

2 定義及び用語の解説

(1) 食肉処理業

食鳥（鶏、あひる、七面鳥）以外の鳥若しくはと畜場で処理される獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊）以外の獣畜をと殺し若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉や内臓等を分割し、若しくは細切にする営業をいう。

(2) 食肉処理業者

食品衛生法第52条第1項の規定による「食肉処理業」の営業許可を受けている者をいう。

(3) イノシシ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、イノブタや家畜として飼育されたものは除く。

(4) シカ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のシカのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、家畜として飼育されたものは除く。

(5) その他鳥獣

イノシシ、シカ以外の鳥獣をいう。（例：クマ、アナグマ、ノウサギ、カモ等）

- (6) 解体頭・羽数
食肉解体処理を行った頭・羽数をいう。異常が認められて廃棄された個体は含まない。
- (7) ジビエ利用量
食肉処理施設で解体処理を行った野生鳥獣の卸売・小売の食肉数量、加工仕向け食肉数量、調理仕向け食肉数量、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量、ペットフード仕向け数量をいう。
- (8) ペットフード
愛がん動物の栄養に供することを目的として使用されるもの、又は原料として販売されたものをいう。
- (9) 自家消費向け食肉
従業員やその家族で消費する場合をいう。イベント等でのPR活動や試食なども含む。